

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会定款

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) ホームページ・電子媒体を主体とした電磁波エネルギー応用技術の促進、知識の普及、提言に係る事業</p> <p>① <u>機関誌・学会論文誌の発行</u></p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1)―(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>機関誌、インターネット、ホームページ等への広告掲載事業</u></p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p><u>(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。</u></p> <p><u>(4) 除名されたとき。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) 削除</p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> | <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ホームページ・電子媒体を主体とした電磁波エネルギー応用技術の促進、知識の普及、提言に係る事業</p> <p>① <u>機関紙・学会論文誌の発行</u></p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) <u>機関紙、インターネット、ホームページ等への広告掲載事業</u></p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する<u>に至ったとき</u>は、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p><u>(3) 除名されたとき。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当する<u>に至ったとき</u>は、総会の議決により、これを除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p><u>(3) 会費を1年以上滞納し、催告にも応じなかったとき。</u></p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> |

附則 この定款は、令和4年 9 月 21 日から施行する。